

＜対策のポイント＞

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞ [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

＜事業の内容＞

1. 地域農業構造転換支援対策

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

○ 補助率：購入3/10以内、リース定額

○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円

○ 成果目標

・経営面積の3割又は4ha以上の拡大等

2. 担い手確保・経営強化支援対策

担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

○ 補助率：1/2以内

○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

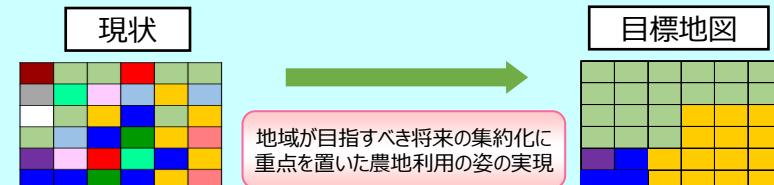
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

＜対象者＞

地域計画に位置付けられた担い手

＜対象地域＞

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）等



地域農業の維持・発展

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-3502-6444)
経営局就農・女性課 (03-3502-6469)